

| | | |
|--|--|------------------|
| 件名 | 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例 | |
| 主管課 | 警察本部運転免許課 | |
| 根拠法令等 | 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成23年12月26日公布、平成24年4月1日施行）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年12月26日公布、平成24年4月1日ほか施行） | |
| 【改正の概要】 | | |
| <p>道路交通法施行規則の一部改正に伴う運転経歴証明書再交付手数料の新設及び道路交通法施行令の一部改正（3年ごとの見直し）に伴う手数料の額の改定</p> | | |
| 【新設】 | | |
| | 運転経歴証明書再交付手数料 | 1,000円 |
| 【改定】 | | |
| | 運転免許試験手数料 | （ 100円～ 950円 ） |
| | 検査手数料 | （ 100円～ 700円 ） |
| | 審査手数料 | （ 150円～ 250円 ） |
| | 免許証交付手数料 | （ 50円～ 100円 ） |
| | 免許証再交付手数料 | （ 50円～ 100円 ） |
| | 技能検定員審査手数料 | （ 400円～ 1,200円 ） |
| | 教習指導員審査手数料 | （ 50円～ 650円 ） |
| | 再試験手数料 | （ 100円～ 300円 ） |
| | 免許証更新手数料 | （ 50円 ） |
| | 経由手数料 | （ 50円 ） |
| | 国外運転免許証交付手数料 | （ 250円 ） |
| | 講習手数料 | （ 50円～ 200円 ） |
| | 特定任意講習手数料 | （ 300円 ） |
| 施行日 | 平成24年4月1日 | |
| 【その他参考事項】 | | |
| 運転経歴証明書の概要 | | |
| 1 現行制度 | | |
| <p>高齢等を理由に運転免許証を自主的に返納した者に対して、運転免許証に代わる身分証を交付するための制度（平成14年6月施行）</p> | | |
| <p>有効期間が記載されていないため、本人確認の書類として利用できるのは交付から6箇月以内（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則）</p> <p>住所等の記載事項の変更手続及び紛失した場合の再交付ができない。</p> | | } 身分証として不十分 |
| ↓ | | |
| 2 新制度 | | |
| <p>交付を受けられる期間の延長（返納をした日から<u>1月</u> <u>5年</u>）</p> <p>記載事項の変更の届出の義務化</p> <p>紛失等の場合の再交付が可能</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を改正し、運転経歴証明書を本人確認書類として明示的に規定（本人確認書類として使用できる期間：6箇月 無期限）</p> | | |